

再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例(案)の概要

1 背景

国においては、2021年10月に策定されたエネルギー基本計画(第6次)で2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標に向け、今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示し、再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことを基本方針としています。

また、熊本県では、2020年12月に策定された第2次熊本県総合エネルギー計画において、本市においては、2019年3月に策定した第2次天草市環境基本計画により再生可能エネルギーの導入推進の取り組みを進めています。

導入推進により全国的に再生可能エネルギー発電事業が増加しており、天草市内における住宅用を除いた整備状況は、令和4年4月末現在、稼働中の太陽光発電事業は263箇所、風力発電事業は3箇所、建設(計画)中の太陽光発電事業が114箇所、風力発電事業が2箇所となっています。

天草市内における再生可能エネルギー発電事業 令和4年4月末現在

事業の種類	稼働中	建設(計画)中	合計
太陽光発電事業	263 箇所	114 箇所	377 箇所
風力発電事業	3 箇所	2 箇所	5 箇所

一方で、事業者と住民との間で自然環境や生活環境にかかるトラブルが発生している事例が全国各地において見受けられます。

本市においても、一部、事業区域内の管理不足による近隣の環境への影響が発生したり、事業者から隣接する住民への説明不足により、不安を抱えて市へ相談される事例など行政への相談件数も増加しつつあります。

住民トラブルを未然に防止するには、事業者と市民がコミュニケーションをとり十分な関係構築を行うなど、再生可能エネルギー発電事業と地域を取り巻く環境との調和を図ることが必要であり、市の関与も求められます。

これまで、市は、再生可能エネルギー発電事業においては、森林法や天草市災害防止条例等の関係法令に基づき各担当部署が関与しておりましたが、事業者からの事業の計画に関する届出を義務づけ、市の窓口の一本化や緊急時等の連絡体制の整備を図るとともに事業者と市民とがコミュニケーションを取ることができる仕組みづくりを行う必要があると考えられます。

そのため、事業者と市民が十分な関係構築を行えるよう再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例の制定を目指して検討を進めています。

2 パブリックコメントで意見をいただきたい条例(案)の概要

(1) 条例の目的

この条例は、本市の地域を取り巻く環境(以下「地域環境」という。)と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業を促進するために、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とします。

(2) 条例の適用範囲について

① 条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備

以下の設備を対象とします。

- ・太陽光発電設備
- ・風力発電設備
- ・中小水力発電設備
- ・バイオマス発電設備
- ・その他の再生可能エネルギー発電設備

② 条例の対象外となる再生可能エネルギー発電設備

- ・発電出力10kW未満の太陽光発電設備
- ・住宅用再生可能エネルギー発電設備
- ・建物の屋根等に設置する再生可能エネルギー発電設備
- ・電気事業法に規定する事業用電気工作物に該当しない太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備(例:発電出力が20kW未満の風力発電設備)

(3) 市の責務について

市は、この条例が適正かつ円滑な運用が図られるように必要な措置を講ずることとします。

(4) 事業者の責務について

- ① 事業者は、関係法令を遵守し、市が行う再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和を図るために必要な措置に協力しなければならないこととします。
- ② 事業者は、再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和を図るために必要な措置を講じなければならないこととします。

(5) 市民の責務について

市民は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないこととします。

(6) 再生可能エネルギー発電事業を促進する区域の指定について

市は、「太陽光や風力等のエネルギー源が豊かで事業性がある」かつ「再生可能エネルギー発電事業を実施しても地域環境への影響が少ない」区域について、再生可能エネルギー発電事業を促進する区域として指定することができることとします。

(7) 再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域の指定について

市は、「法令等により立地困難」又は「重大な環境影響が懸念される」等により環境保全を優先することが考えられる区域について、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域として指定することができることとします。

(8) 事前協議について

事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関する計画を定める場合には、あらかじめ検討している事業計画の内容について市と協議しなければならないこととします。

(9) 住民等への説明について

事業者は、再生可能エネルギー発電事業に伴い地域環境へ影響を受ける住民等に対し、説明会を実施するなどの事業の計画に関する周知について必要な措置を講じ、事業の計画について住民等から理解が得られるよう努めなければならないこととします。

・事業者は、事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者等に事業の計画について説明を行うこととします。

・一定規模以上の再生可能エネルギー発電事業の場合は説明会を開催することとします。

(10) 届出について

事業者は、次の届出を行わなければならないこととします。

① 事業の計画に関する届出(設置工事に着手するとき。)

② 設置工事に関する届出(設置工事を中止、再開又は完了したとき。)

③ 事業を承継した発電事業者に関する届出(発電事業者が変更したとき。)

④ 事業の廃止に関する届出(事業を廃止しようとするとき。)

※ 廃止の際は、設備の撤去等必要な措置を講じなければならないこととします。

(11) 維持管理について

事業者は、事業を実施する間、地域環境の保全上に支障が生じないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理をしなければならないこととします。

(12) 保険の加入について

事業者は、事業の事故又は災害時の措置に充てる費用が不足しないよう、火災保険、地震保険及び第三者賠償保険等の加入に努めなければならないこととします。

(13) 報告の徴収について

市は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、事業に関して報告又は資料の提出を求めることができることとします。

(14) 指導、助言及び勧告について

市は、地域環境との調和のために必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は助言を行います。

また、次の場合について正当な理由なく指導・助言に従わない場合は、勧告を行います。

- ・事業者が(10)の届出を行わない、又は虚偽の届出を行ったとき。
- ・事業者が設備の撤去等必要な措置を講じなかったとき。
- ・事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- ・事業者が、市が求めた事業に関する報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(15) 公表について

市は、事業者が勧告に従わない場合は、事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地)並びに勧告の内容を公表できることとします。

(16) 施行日

令和5年4月1日施行予定です。

(17) 経過措置

条例の施行日前に設置工事に着手している事業及び設備の運転を開始している事業は、(8)、(9)、(10)－①、(10)－②の項目については、適用を除外することとします。

事業の流れ

